

津川庁舎清掃作業基準仕様書

本仕様書は作業の大要を示すものであり、状況に応じて軽易な清掃は本書に記載されない事項であっても契約金額の範囲内で実施しなければならない。

なお、本書中「甲」は委託者を「乙」は受託者をいうものとする。

1 使用材料

- (1) 材料はすべて「乙」の負担とする。
ただし、光熱水費は「甲」の負担とする。
- (2) 「乙」は使用材料を厳選し、各用途に最適なものをあらかじめ「甲」の承認を得た上で使用すること。
- (3) 火気の使用する必要があるときは、「甲」の承認を受け慎重に行うこととし、引火性の強いガソリン、ベンジン等は使用しないこと。

2 作業

- (1) 作業は日常清掃と定期清掃とし、別紙「基準表」によること。
- (2) 「乙」は基準表により実施計画を作成し、「甲」の承認を得ること。
- (3) 日常清掃
 - ア 掃き掃除、水拭きは基準表に定めた回数その他、特に玄関、廊下、湯沸室、ホール及び便所等汚れの激しいところは随時行うこと。
 - イ 共用部分の廊下等はモップ又はこれと同等品で清掃すること。
 - ウ 手摺り、カウンター、扉及びガラスの清掃は、2メートル以下の部分とし、塵払いの上、場所により雑巾又は乾布で拭くこと。
特に人が手を触れる手摺り、カウンター、ドア・扉の取っ手周り等は、除菌洗剤を使用して拭き清掃すること。
 - エ 手洗い石けん液、トイレトペーパー及び便座シートペーパーは、常時備え付けておくこと
 - * トイレトペーパーは障害者授産施設から調達したものをを使用することとし、調達予定の事業者について、入札参加申請書に記載すること。
毎月の委託料請求時に、調達先からの請求書等実績が確認できる書類の写しを添付の上、別紙1「障害者授産施設からのトイレトペーパー調達実績報告書」提出すること。
 - オ 床面に汚れが付着しているときは、洗剤等を使用して汚れを落とすこと。
- (4) 定期清掃
 - ア ガラスは良質の洗剤を塗布した後これを拭き落とし、乾布でつや出しをすること。
 - イ 階段の手摺り、廊下、ホールに面したカウンター及び扉については、適宜ワックス塗布で艶出しを行うこと。
 - ウ 照明器具及びブラインドは中性洗剤で拭いた後、乾拭き仕上げをすること。
また、ブラインドの段テープ内に汚れの残らないよう注意すること。
 - エ 便所床のブラシ清掃は、専用の洗剤を使用すること。
- (5) その他
 - 害虫駆除については、労働安全衛生法に則した検査等を行うこと。